新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起(その66)

令和3年10月10日 在シンガポール日本大使館

1 10月9日、シンガポール保健省(MOH)は、自宅療養基準の拡大、ワクチン接種 状況に応じた安全管理措置の拡大、検査方針の変更、水際措置の変更(注:日本は 変更ありません)、ブースター接種の拡充などについて以下のとおり公表しました。詳 細は以下の保健省(MOH)HP をご確認ください。

https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/protecting-the-vulnerable-securing-our-future

- (1)シンガポールは9月 27 日に感染拡大を遅らせ医療を守るための「安定化フェーズ」に入り、この間にいくつかの対策を講じました。病院や療養施設の不足を補うため COVID-19 Treatment Facility(CTF)を設置し、人員の確保、IT 技術の導入等により、軽症者・無症状者を自宅で無事に回復させるための「自宅療養プログラム(Home Recovery Programme(HRP))」の効率化を図ってきました。
- (2)この過去二週間、社交その他の活動を減らしていただいた全ての人に感謝申し上げます。皆様の取組により感染者数の増加スピードを遅らせることができました。しかしながら未だに感染はピークに達しておらず、感染者数の引き続きの増加・高止まりに備えなければなりません。
- (3)医療崩壊を防ぎながら、この感染の「波」にうまく乗っていかなければなりません。 感染者のほとんどは軽症か無症状で、ワクチンの接種を受けていない 12 歳以下の 子どももほとんどが軽症・無症状です。ただし、ワクチンの接種を受けていない高齢者 は、感染時に重症化するリスクが著しく高くなっています。この集団(ワクチンの接種 を受けていない高齢者)は全体から見ると 1.5%ですが、ICU での治療が必要となった 者または死亡した者のうち3分の2を占めるに至っています。
- (4)よって、ワクチンの接種を受けていない人を守るべく、ワクチン接種状況に応じた安全管理措置を拡大する必要があります。また、検査についても、理解しやすく、きちんと受検されるよう、シンプルにしていきます。ワクチンについては、集団として免疫を高いレベルで維持していくため、医療従事者・フロントラインの労働者、施設の居住者・スタッフ、その後30歳以上のすべての者へのブースターを開始します。

〈国内の状況〉

- (5)引き続き、感染者の大多数(98.8%)が軽症か無症状という状況です。これはワクチンの2回接種を終えた人の割合が83%という高い水準にあることによるものです。 過去2週間における重症者は423人ですが、そのうちワクチン接種を受けていない人は53.9%もの割合を占めています。また、残りは他の疾患を持っている人でした。
- (6) 感染者の増加に伴い、ICU での治療が必要な患者の数も時間をおいて増加しており、過去2週間では51人(その前の2週間は32人)となっています。病院の収容能力は拡充しているところですが、病床使用率は上昇し、医療スタッフの負担は限界に来ています。

〈自宅療養制度(Home Recovery Programme)〉

自宅療養基準の拡大

- (7)9月 15 日の Home Recovery Programme (HRP)の開始以来、19,000 人以上が自宅で療養しており、うち 8,000 人が全快し療養を終了しています。社会が HRP に馴染んできたことや、対応する医療スタッフの経験値が上がってきたことを踏まえ、特に軽症者・重症者へ、HRP の対象を拡大していくべき状況です。それによって若年層等の軽症・無症状の者もきちんとケアしつつ、医療リソースを重症者や危険な状態にある患者への対応に集中させることができます。
- (8)12歳から49歳までの者については、ワクチンの接種を受けていなくても重症化リスクが低く、自宅での療養が可能なことから、自宅療養の対象をこれらの者(ワクチンの接種を受けていない12歳から49歳までの者)に拡大することとします。また、70歳から79歳までのワクチンの接種を受けた者については、これまでのデータと、慣れない場所での転倒等のリスクを考慮すると、やはり自宅環境での療養(10月16日から開始)が安全となります。ただし安全確保のための措置として、療養者は各々に担当医療機関が割り当てられ、隔離療養中酸素濃度をはじめとした健康状態のモニターをする必要があり、症状の悪化が見られる場合は早期に医療機関を受診する必要があります。
- (9)5歳から11歳までの子どもについても、重症化する者がほぼおらず、親の下で療養させたいという要望が多かったこともあり、自宅療養を基本とします。1歳から4歳までの子どもについても、病院において自宅療養が適切と診断された場合には自宅療養とすることとします。
- (10)以上の変更は 2021 年 10 月 10 日から施行され、以下の者以外は HRP による

自宅療養が基本となります。

ア 50歳以上のワクチン非接種者・1回のみ接種者

イ 80歳以上の者

ウ 1 歳未満の者。また、1 歳から 4 歳までの者で、病院で自宅療養が不適切と判断された者

(※HPR の旧基準は、ワクチン接種済み、12 歳から 69 歳まで、軽症又は無症状、他の重篤な病気がないこと等)

詳細はAnnex A

(https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-(5).pdf)を参照してください。

(11)HRP による自宅療養中は、24 時間医療支援が受けられます。支援は既存の遠隔診療提供業者と、患者ケアを行う Public Health Preparedness Clinic やポリクリニックの協力により実現しています。医療面以外で支援が必要な場合は「Home Recovery Buddy Hotline」(6874 4939)に連絡してください。

自宅療養の解除基準(期間)

(12) 感染した後、ウイルスは時間の経過とともに減少して検出されなくなる、或いは他者への感染力がなくなります。ワクチン接種を受けた者や子どもにおいては、ワクチン接種を受けていない者よりも早くこれが進みます。このため、HRP による自宅療養となった者は、感染確認の後一定期間後に療養解除とし、更なる検査は行いません。

(13) ワクチンの接種を受けた者や 12 歳以下の子どもについては、HRP による自宅療養期間は 10 日となります。12 歳を超えるワクチンの接種を受けていない者については自宅療養期間は 14 日となります。隔離(療養)終了に当たっては療養解除の電子通知が交付されます。ワクチンの接種を受けている場合に、PCR 検査での陰性の結果をもって7日目に療養解除とするこれまでの取扱いは廃止します。

〈ワクチン接種状況に応じた安全管理措置の拡大〉

- (14) 疫学調査の結果、ホーカーセンター等の飲食店、小売店、ショッピングセンターには、ワクチンの接種を受けていない感染者や後に重症化した感染者がかなり多く訪問していることが分かっています。
- (15) 既にワクチン接種状況に応じた安全管理措置(vaccination-differentiated safe

management measures (VDS))を導入していますが、ワクチン接種を受けていない者を守り、医療への負荷を下げるため、10 月 13 日から VDS の対象をショッピングモール、集客施設、ホーカーセンター、コーヒーショップに拡大します。企業は、可能な場合には期限前に VDS を導入することが推奨されます。詳細は Annex B https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-b-(2).pdf)を参照してください。

(※現行の VDS では、ワクチン接種済みの2人までのグループで店内飲食が可。12歳以下の子ども、感染からの回復者、pre-event test(PET:イベント前検査)による陰性結果を所持する者も2人までのグループに入ることが可。)

(16) VDS の拡大により、ホーカーセンターやコーヒーショップにおいても、一般の飲食店と同様にワクチンの接種を受けた者2人までのみ飲食が可能になります。要件を満たさない場合でもテイクアウトは可能です。詳細は各当局から発表されます。

(17)ショッピングモールや集客施設も、入場できるのはワクチンの接種を受けた者2人までのグループとなります。

弱者の保護

(18)10 月7日の発表のとおり、プライマリ1~6の生徒については、在宅学習の長期 化を可能な限り避け、精神衛生の確保を図るという教育省の方針に基づき、11 日(月) から安全を確保しながら段階的に対面授業に戻していきます。

(※ 詳 細 は https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/20211007-phased-resumption-of-face-to-face-lessons-for-primary-schools-from-11-october)

(19)プライマリスクールの登校再開にあわせて、厳格な安全管理措置を前提として、私立教育機関や課外学習等での 12 歳以下の生徒への対面授業も再開可能とします。ただし、生徒を守るため、可能な限り引き続きオンライン授業とすることが強く求められます。

〈検査方針の変更〉

(20)この数か月で検査・隔離制度が複雑なものとなり、分かりづらいものとなってしまっているため、制度を大幅に簡素化します。主な変更としては、PCR 検査は体調不良の者や有症状者(軽症:発熱、咳、疲労、味覚や嗅覚の消失、のどの痛み、鼻水、筋肉痛、下痢、吐き気、嘔吐。重症:息切れ、胸の痛みや圧迫感、言葉が発せなかったり動きが不自由になる。)に実施していくこととし、検査センターでの検査や感染者の接触者の検査等、体調良好な者への検査としては抗原迅速検査(ART)を利用してい

きます。この方法でも、感染を早期に検出し、感染拡大予防のため自主隔離すること によって、自身や周囲の人を守ることができます。

陽性者の取扱いの変更

(21) 新たな取扱いは次のとおりです。

ア 検査で陽性となった体調不良の者は、医師を受診することが必要。その後基本的には HRP による自宅療養となるが、自宅が療養に適していない場合は適切な療養施設に入所可能。ワクチンの接種を終えているか 12 歳以下の場合は 10 日間、そうでない場合は 14 日間の隔離療養とし、それぞれの期間経過後療養解除。解除時の検査は行わない。

イ 検査で陽性となった体調良好の者は、72 時間自主隔離することが必要。72 時間 経過後再検査を自身で実施し、結果が陰性であれば自主隔離を終了し通常の生活 可。体調が悪くなった場合は医師を受診すること。

(22)これまで、感染者の接触者を細かく分類し、Quarantine Order、Health Risk Alert、Health Risk Warning(HRW)といった異なる措置を講じてきましたが、今後の措置は次のとおり、「7日間の HRW(ART 自己検査結果に応じた措置)」に一本化します。

ウ HRW の通知を受けた場合、直ちに自己隔離に入り、その日に ART 自己検査を実施し、通知の指示に従ってその結果を登録する必要がある(通知を受けた日が1日目)。当該 ART の結果が陰性であればその日は通常の生活をしてよい。その後、2日目から7日目まで、ART を実施し陰性でなければ外出してはならない。ART の結果が陽性となった場合は上記イに従う。7日目は必ず ART を実施しなければならず、結果が陰性であればその後の検査は不要。

概要は Annex C (https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-c-(2).pdf)を参照してください。

(23)改正は 10 月 11 日から施行します。改正の趣旨としては、今後は、個人個人の責任と、自己管理を重視していくということです。

(24)現在何らかの措置の対象になっている人については、経過措置として例外的な対応になります。患者については、10 日または 14 日の隔離療養を終了する必要があります。現在 Quarantine Order 中の人については隔離終了時の PCR 検査は行い

ません。ART 自己検査を行い結果が陰性であればその日は外出して構いません。7日をもって quarantine を終了、つまり上記ウのとおりとすることができます。

(25) 自宅での自己検査をサポートするため、10 月 22 日から 11 月7日までに保健省 (MOH)が SingPost により ART キットを追加配布します。各世帯 10 個のパックの配布となります。

〈海外渡航に関する変更〉

水際措置の変更

(26) 定期的に海外のコロナの状況の検証や水際措置の見直しを行っており、今般、各カテゴリの変更を行いました。変更後の分類と各水際措置は Annex D (https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-d-(2).pdf)のとおりで、10 月 12 日 23 時 59 分から施行されます。水際措置は世界の状況に応じて引き続き見直していきます。

Vaccinated Travel Lane の拡大

- (27)9月8日からブルネイ・ドイツと Vaccinated Travel Lane (VTL)を開始し、両国からワクチン接種を完了した者がシンガポールに一般渡航できるようになりました。VTLは、低リスクの国からの渡航者に対し、定期的な検査を実施することで Stay Home Notice を免除するというものです。10月8日の時点で、2,000人近くの VTP 所持者がシンガポールに入国し、コロナの輸入症例はわずか2人でした。この2人は入国時検査で陽性が確認され速やかに隔離されており、入国後3日目及び7日目の検査で陽性になったというケースはありません。
- (28) ブルネイ・ドイツの VTL による経験に基づき、さらにカテゴリ II の8か国(カナダ、デンマーク、フランス、イタリア、オランダ、スペイン、英国、米国)に VTL を拡大します。 短期入国者及び長期滞在者による VTP の申請は 10 月 12 日に開始し、10 月 19 日 以降の入国が対象になります。
- (29)また、韓国とも 11 月 15 日から共同で VTL を開始します。短期入国者及び長期滞在者による VTP の申請は 11 月8日に開始します。ワクチン接種済みのシンガポール国籍者及び永住者は VTP の申請をする必要はありません。
- (30)全ての VTL 国を対象として、VTL 利用時検査の方法を変更します。10 月 19 日 以降 VTL により入国する者は、出発前 48 時間以内の PCR 検査結果の提示とシンガ ポール到着時の PCR 検査の受検のみが必要となり、シンガポール滞在3日目及び7

日の PCR 検査は不要となります。

(31)詳細は民間航空庁(Civil Aviation Authority of Singapore)から発表されます。

〈ブースター接種の拡大〉

- (32)60歳以上のブースター接種に加えて、10月3日に50歳から59歳までのブースター接種を開始しました。10月7日の時点で約372,000人がブースター接種を受けています。50歳から59歳までの対象者の57%、60歳以上の対象者の72%が、接種を受けたか予約済みの状況です。
- (33) ワクチン接種に関する専門家委員会(EC19V)からは、以下の者についても、初回接種完了から6か月後以降に、Pandemic Special Access Route(注:シンガポールの暫定承認制度)の mRNA ワクチン(注:ファイザー・ビオンテックまたはモデルナ)のブースター接種の対象とするよう勧告がありました(詳細は Annex E https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-e-(1).pdf)を参照してください。)。
- ア 医療従事者、フロントライン労働者
- イ 施設居住者、スタッフ
- ウ 30歳以上の者
- (34)保健省は EC19V の勧告を採択しました。医療従事者とフロントライン労働者は 業務上感染者と接触する頻度が高く、感染のリスクが高くなっています。刑務所や介 護施設の居住者やスタッフも密集空間で生活しており、クラスター発生のリスクがあり ます。また、30 歳以上の者にブースターを拡大することで、全体として防護力を強化 することができます。
- (35)10 月9日から、医療従事者及びコロナ対策のフロントライン労働者で、初回ワクチン接種から6か月程度経ている者へのブースター接種を開始します。また、様々な施設入居者及びスタッフへのブースター接種について調整しています。
- (36)あわせて 10 月9日から、30 歳以上の者で初回接種から6か月程度経ている者に対し、ブースター接種の予約を取るよう通知を開始します。初回接種時に登録した携帯電話番号に、予約のためのリンクを通知する SMS が送信され、www.vaccine.gov.sg で予約できるようになります。ブースター接種はワクチン接種センターか PHPC で受けることができます。

〈COVID-19 に強いシンガポールに向けて〉

(37) 我々は COVID-19 に強いシンガポールへの移行に向けて進んでおり、徐々に社会・経済の再開を進め、シンガポール経済にとって欠かすことのできない海外渡航を再開していきます。ただ、今は、医療を守るため「安定化フェーズ」とすることが必要なのです。

(38) 感染リスクを低減させ、感染スピードを遅らせるために、全ての安全管理措置と 検査措置に協力いただきますようお願いいたします。全ての方が社会に対して責任を もって、自分の健康を確保し、不必要な行動や接触を最小限にしていただく必要があ ります。感染者と接触した場合は自己隔離して、定期的に検査し、症状が出たら受診 してください。ブースター接種は自分や愛する人、特に高齢者を守る鍵です。オファー があったときは接種を受けていただくよう強くお願いします。

2 シンガポール保健省(MOH)は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) https://www.moh.gov.sg/

3 シンガポール国外でワクチンを接種して新規に入国する就労パス保持者およびその帯同者(EP、S Pass、DP)については、Stay Home Notice 終了後2週間以内にワクチン接種状況確認手続(抗体検査を含む)を行うことが義務づけられています。シンガポール国外でワクチンを接種して11月1日以降に新規入国する学生パス保持者およびその同行者も同様です。手続は一部日系クリニックも含む保健省登録のクリニックで受付けています。詳細は次のURLをご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00355.html

4 日本帰国時には、検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提示が必要です。提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないことになります。

検査証明書は、シンガポールの認定クリニックにより交付される digital PDT certificate (Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result)を印刷したものを提示いただくことで足り、必ずしも日本の「所定のフォーマット」の使用の必要はありません(シンガポールの認定クリニック発行の digital PDT certificate (Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result))であれば、性別、医療機関住所の記載及び医療機関の印影がなくてもかまいません)。シンガポールにおける検査方法は

https://safetravel.ica.gov.sg/health/covid19-tests/pre-departure-test (シンガポー

ル政府サイト)をご参照ください。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。

有効なワクチン接種証明書類を検疫に提出する方は、入国後 14 日間の待機期間の一部が短縮されます。

詳細は次の URL をご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html

5 日本国政府は、7月19日正午(日本時間)から在留先でのワクチン接種に懸念等を有する海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業のインターネット 予約受付を開始しています。本事業での接種を希望される方は、以下の外務省海外 安全HPに掲載されている特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。

(海外安全HP) https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html

6 日本国警察庁は、日本の運転免許証の更新について、海外に滞在されている皆様が活用可能な手続きを一覧で公表しています。

(警察庁 HP「海外滞在者の自動車運転免許証の更新等に係る特例について」) https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai tokurei.html

7 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter(全日空HP)

https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2

(シンガポール航空HP)

https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9 (シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

- 8 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。
- ●首相官邸ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

●外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

●法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

https://www.forth.go.jp/news/20200129.html

●シンガポール保健省(MOHホームページ)

https://www.moh.gov.sg/

(参考)シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録: https://go.gov.sg/whatsapp)

在シンガポール日本国大使館

TEL: 6235-8855 FAX: 6733-5612

E-mail: ryoji@sn.mofa.go.jp

http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html